

# 自動車の賢い売り方—パリ編—

- 【Step 1】 査定サイト [http://www.lacentrale.fr/lacote\\_origine.php](http://www.lacentrale.fr/lacote_origine.php)  
メーカー、モデル、年式、走行距離、傷の有無、オプションの情報を入力して相場価格を査定。
- 【Step 2】 車体を デジカメで正面、右、左、後の 4 面を撮影していただき 広告宣伝。  
(自由に掲載可能な帰国売りサイト “帰国売り.com” [www.kikokuuri.com](http://www.kikokuuri.com) に掲載、そのほか広告を日本食材店、書店などへ広告を掲示します。)
- 【Step 3】 車検の手配。(販売側の義務。4 年以上経過した車は名義変更申請日遡及し 6 ヶ月以内である事が必要。)  
車検場の基本費用は約 Euro120 程度。15 区の業者を手配できます。  
(故障箇所があれば、その箇所をガレージで修理して再車検となります。)
- 【Step 4】 購入希望者から連絡があれば交渉。合意後、売買契約書を記入し代金受領。  
売買契約書は下記サイトでダウンロードできます。  
[http://www.prefecture-police-paris.interieur.gouv.fr/demarches/carte\\_grise/telecharger.htm](http://www.prefecture-police-paris.interieur.gouv.fr/demarches/carte_grise/telecharger.htm)  
販売側は Certificat d'immatriculation (カルトグリーズ・灰色の書類) に斜線を 2 本引き、真ん中に VENDUE LE (譲渡日と時刻) を記入しサインする。譲渡後 15 日以内に certificat de cession の販売側のコピーを管轄の Prefecture に送付 (譲渡後、購入者が名義変更までに違反・事故を起こした場合の免責証明) その後の名義変更は購入者側が行うことになります。(注※弊社で購入者の名義変更は行っておりません。購入者ご自身でお願いいたします。)  
※平日であれば、パリ 15 区の弊社に販売者・購入者とご一緒来社いただき その場で両者への記入説明も可能です。その際、身分証明書が必要となります。
- 【Step 5】 売買契約書のご記入後、自動車保険を解約する。  
(保険料は 1 年前払いの為、解約後の残存期間分は通常、返金されます。)  
フランスの銀行の RIB が必要。
- 【Step 6】 売れ残ってしまった場合、自動車ディーラーまで自走していただき、売却査定をしてもらい 妥当な業者に販売。  
(自動車ディーラーへ販売した場合は、以後の手続きは全部先方がしてくれます。)

弊社の自動車サポートは上記を代行します。(Step3.6 はご自身で運転を)  
車検場やディーラーへの事前の予約、その場での電話通訳もいたします。

手数料：Euro500 または販売価格の 10% (いずれか大きい値)  
※着金として Euro500 の小切手と車検証コピーを送付下さい。

## ■決済代行オプション

購入者の個人小切手で支払の場合、不渡りなるリスクがあります。リスクを避けるには 銀行発行小切手 (Cheque de Banque) で代金を受領するか、または決済代行オプションを。購入者から自動車代金を先行して弊社に支払いただき現金化しておきます。自動車引き渡し後に販売者へ振り込みしますので、購入者も販売者も、両者ご安心してお取引いただけます。決済代行オプションの手数料 Euro50 は販売者への振込額から差し引き振込みます。

